



弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金

～ 医療・福祉職の「資格を活かして働く」、
「資格取得を目指す」子育て世帯の移住を支援します。 ～

医療・福祉職の資格を持ち県内医療機関で働く人や、その資格取得のために就学する人がいる子育て世帯の移住に対して、支援金を交付します。

交付額

1世帯あたり **100万円**

(加算額) 子育て加算：養育する18歳未満の世帯員1人につき100万円
ひとり親世帯加算：100万円



※令和7年度弘前市東京圏UJIターン就職等支援金及び令和7年度弘前市Uターン就職等支援金との併給はできません。
※令和7年度弘前市東京圏UJIターン就職等支援金の交付決定を受けているひとり親世帯の場合は、ひとり親世帯に対する100万円を加算して交付します。

交付対象者

次の共通要件にすべて該当し、「就業」「就学」のいずれかに該当する人が交付の対象となります。

共 通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 移住前の直近10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、移住する直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと。 (2) 令和6年4月1日以降に市内に移住し、移住支援金の申請日から5年以上当市に継続して居住する意思があること。 (3) 18歳未満の人を養育しており、移住前及び移住支援金の申請日において、その人と同一世帯であること。
就 業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療・福祉職の資格を有していること。 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※支援金の交付対象となる医療・福祉職の資格の例 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士など </div> <ul style="list-style-type: none"> (2) 県内の医療機関または福祉施設等で、医療・福祉職として就業し、その勤務地が県内に所在すること。 (3) 支援金の対象となる機関等（ハローワーク、あおもりジョブなど）で紹介されている求人に対して応募したこと。
就 学	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療・福祉職の資格を有していないこと。 ※すでに資格を取得している人が、別途新たに資格を取得する場合は交付対象。 (2) 医療・福祉職への就業に必要な資格を取得するために、支援金の対象となる県内の養成機関（介護福祉士実務者養成施設以外は通学制のものに限る。）に就学すること。 (3) 支援金の交付対象となる県内の養成機関の卒業および資格取得後、県内の医療機関または福祉施設等において、3年以上継続して医療・福祉職に勤務する意思があること。 (4) 申請時、支援金の交付対象となる養成機関（看護専門学校など）に在籍していること。

※転入の年度によって条件が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請期限

令和8年1月16日（金）

※申請可能期間は移住後1年以内です。

※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

返還について

- ・支援金の交付に係る就業先を退職したり、養成機関卒業後資格取得に至らなかつた場合などは、返還を求める場合があります。
- ・返還要件の確認のため、申請を行った翌年から毎年就業・就学状況を報告していただく必要があります。

問

商工部商工労政課雇用支援係 TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105

企画部企画課人口減少対策担当 TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956

ひろさき移住サポートセンター東京事務所 TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802

提出書類確認リスト

必要書類名		チェック欄
共　通	交付申請書	<input type="checkbox"/>
	本人確認書類	<input type="checkbox"/>
	移住直前の居住期間及び居住地がわかる書類 (住民票または戸籍の附票)	<input type="checkbox"/>
	移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票	<input type="checkbox"/>
就　業	(1) 就業証明書 (2) 事業対象資格を有することを証する書類 (3) 職業紹介機関の紹介を経て応募したことが分かる書類 (官公庁等が実施する職員採用試験等の場合は、合格したことが分かる書類) ※職業紹介機関 ・青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」 ・公共職業安定所 ・県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所 ・公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所 ・社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所 ・公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所 ・公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所 ・県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所 ・その他市長が認める機関	<input type="checkbox"/>
就　学	(1) 在学証明書 ※県内養成機関（介護福祉士実務者養成施設に以外にあっては、通学制のものに限る） ・医師養成校 ・薬剤師養成校 ・看護師等養成所 ・診療放射線技師養成校 ・臨床検査技師養成校 ・理学療法士養成校 ・作業療法士養成校 ・言語聴覚士養成校 ・歯科衛生士・歯科技工士養成校 ・救急救命士養成校 ・管理栄養士養成校 ・栄養士養成校 ・保育士養成校 ・社会福祉士養成施設 ・介護福祉士養成施設 ・介護福祉士実務者養成施設 ・その他上記養成機関に準ずるものとして、市長が認めるもの	<input type="checkbox"/>